本

 古
 奏

 超
 奏

新潟県職員服務規程(昭和35年3月新潟県訓令第6号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の投下前の欄中下線が引かれた部分(以下「防圧部分」という。)を当該防圧部分に対応する同表の投下後の欄中下線が引かれた部分に改める

次の表の攻止町の欄中ト緑が引かれた部分 (以下「攻止部分」という。)を当談攻止	という。)を当該攻正部分に対応する同表の攻止後の欄中ト線が引かれた部分に攻める。
故 正 後	故 正 前
(営利企業への従事等)	(営利企業等の従事等)
第14条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等をしようと	第14条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業等に従事しようとする
するとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25	とき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法
年法律第110号)第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとする	律第110号)第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするとき
ときは、あらかじめ所属長を経由して営利企業従事等許可申請(消防団員兼職	は、あらかじめ所属長を経由して営利企業等従事許可申請(消防団員兼職請求)
請求)書 (別記第13号様式)を提出し、知事の許可又は認めを受けなければな	畫 (別記第13号様式) を提出し、知事の許可又は認めを受けなければならない。
らない。	
第13号様式 (第14条関係)	第13号様式 (第14条関係)
(婦)	(略)
	営利企業等従事許可申請(消防団員兼職請求)書
下記のとおり <u>営利企業従事等許可申請</u> (消防団員兼職請求)がありましたの	下記のとおり営利企業等従事許可申請(消防団員兼職請求)がありましたの
で許可(認めて)くださるよう副申します。	で許可(認めて)くださるよう副申します。
(婦)	(始)
新潟県職員服務規程第14条の規定により営利企業従事等許可 (消防団員兼	新潟県職員服務規程第14条の規定により営利企業等従事許可 (消防団員兼
職)を申請(請求)します。	職)を申請(請求)します。
年 月 日	年 月 日
(略)	(略)
(婦)	(始)